

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 28 号

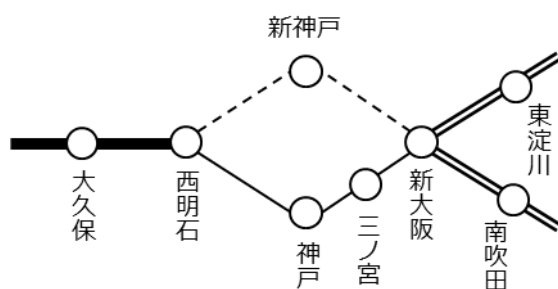
◎旅客営業規則の一部改正について（適用日：平成 31 年 3 月 16 日）

北海道旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、平成 31 年 3 月 16 日乗車となるものから適用する。

平成 31 年 3 月 20 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島田 修

第 157 条第 1 項第 30 号中、「新大阪以遠（東淀川方面）」を「新大阪以遠（東淀川又は南吹田方面）」とし、略図を以下のとおり改める。



同条第同項第 31 号中、「新大阪以遠（東淀川方面）」を「新大阪以遠（東淀川又は南吹田方面）」とし、略図を以下のとおり改める。

